

# 健康とくしま応援団普及促進事業実施要領

## 1 事業趣旨

この事業は、店舗、事業所、団体等が積極的に健康づくり対策を行い、「健康とくしま応援団」（以下「応援団」という。）として県内全域に浸透することにより、県民一人ひとりが健康づくりに取り組める環境整備を促進し、もって「健康徳島21」の推進を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

徳島県

## 3 事業対象

県内の店舗、事業所等多くの県民が利用又は所属する施設及び団体

## 4 事業概要

食環境づくり対策やたばこ対策など、一般県民や勤労者等の主体的な健康づくりをサポートするための環境整備に取り組んでいる店舗、事業所、団体等を「応援団」として登録し、県内全域に展開するとともに、取組内容を県ホームページ等を通じて、広く県民に周知する。

## 5 実施手順

### (1) 募集

募集に際しては、広報や関係団体への働きかけ及び各種講習会等を通じて、「応援団」の周知に努めることとする。

### (2) 申込

保健所は、「登録申込書」（様式1）により、随時申込を受け付ける。

### (3) 基準

「応援団」の取組項目及び登録基準については別に定める。（別紙1）

### (4) 審査

保健所は申込のあった店舗、事業所、団体等の取組状況を基準に照らして審査し、適合すると判断した場合は、「みんなでつくろう！健康とくしま県民会議」（以下「県民会議」という。）に「応援団」としての登録を要請する。

### (5) 登録

登録の事務処理は県民会議事務局が行い、「応援団」として認定した団体等に対し、「登録証」（様式2-1、2-2、様式2-3）及び「ステッカー」（別紙2）を保健所を通じて交付する。

また、登録された「応援団」については、「県民会議」の場で報告する。

なお、別紙1における取組項目中「2たばこ対策（1）禁煙の実施」に該当するものとして認定した団体等に対しては、「禁煙宣言ステッカー」（別紙2-1）をあわせて交付する。

### (6) 台帳整備

保健所は、「応援団」としてに登録された店舗、事業所、団体等（以下「団員」という。）を「登録台帳」（様式3）により整備する。

### (7) 内容変更

① 「団員」は、取組内容の変更をしようとするときは、「登録事項変更届」（様式4）

を保健所あて提出するものとする。

- ② 保健所は、「団員」から変更届の提出があったときは、内容を確認の上、「県民会議」に登録証の再交付を要請する。

登録を変更した「団員」については、「県民会議」の場で報告する。

(8) 取消・廃止

- ① 保健所は、「団員」の取組内容が次の理由で適当でないと判断したときは、「県民会議」に登録取消を要請する。

ア 取組内容の継続が不可能になったとき。

イ 取組内容が事実でないとき又は事実と著しく相違しているとき。

ウ その他「団員」としてふさわしくないと保健所長が判断したとき。

- ② 「団員」は、登録を廃止しようとするとき又は、登録を取り消されたときは、「登録廃止届」(様式5)に登録証及びステッカーを添えて、保健所長あて提出するものとする。

登録を廃止した「応援団」については、「県民会議」の場で報告する。

## 6 実施体制

- (1) 本事業の実施に当たっては、各関係機関と連携・協力しながら推進していくこととする。
- (2) 本事業への理解と円滑な推進を図るため、店舗、事業所等を対象に説明会、研修会、意見交換会等を適宜実施する。
- (3) 一般県民に対しては、本事業への理解及び協力が得られるよう、リーフレット等を作成し、普及啓発を図る。
- (4) 保健所内に「応援団」に関する担当者を置き、登録等に関する相談や応援団を利用した県民からの意見等を受け付ける。
- (5) 保健所は、登録後、取組内容の確認や取組支援の為、必要な助言・指導を行うこととする。
- (6) この要領に定めるものの他、事業の実施に関して、必要な事項は別途定めることとする。

## 7 実施報告

保健所は、当該年度の状況について、「登録状況一覧表」(様式6)を毎年4月15日までに、県民会議事務局あて提出することとする。

附 則

この要領は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月28日から施行する。

ただし、5の(5)の「なお書き」に関する事項については、別に通知する日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。